



特定紛争案件／平成十二年度第八号のあらまし

売買契約の解除をめぐるトラブル 伊藤隆之

一 事案の概要

買主甲は、平成一二年八月、売主業者乙、販売代理業者丙（以下「乙ら」という。）から土地付区分所有建物の二階の一室（専有面積九四・二六坪）を代金九、八〇〇万円で買い受けの旨の売買契約を締結し、手付金九八〇万円及びオプション代金を支払った。

甲によれば、資金計画として自宅売却のほか公庫融資、年金融資、銀行ローンを予定していたが、契約後、銀行ローンが不可能となつたので、乙らの担当者が甲に連絡したところ、甲は、銀行ローンの不足分は自己調達すると答えた。その後公庫融資額の一部に計算ミスがあることが判明した。甲は、乙らに苦情を言い詰め話をしたが、話し合いは不調になつた。その後再度話し合いをし、取り敢えず、甲と乙らの間で、乙らの受領した手付金とオプション代金を返還し、契約を解除するという解約合意書を取り交わし、解約原因となつた

紛争の解決については別の機関の下で話し合うという合意を両者で申し合わせ、乙らは甲に受領した手付金等を返還した。

甲は、乙らに対し、売買契約時、銀行ロー

ンが不可能の時は自己調達すると回答しているので、ローン不成立による解約ではなく、乙らの自己都合による解約であるとして、乙らは手付金の倍返しをすべきであると主張した。

これらに対し乙らは、銀行ローンが不可能になつたのでローン不成立による解除であると主張し、紛争になつた。

二 調整手続の経過

委員三名（弁護士一名、法律一名、一般行政一名）により七回の調整を行つた。調整の過程で、甲は、本物件の購入は買換えのためで、資金は公庫等の融資と銀行ローンを予定していたが、乙らの担当者から銀行ローンが不可能になつたと言われ、銀行ローンの不足分は自己調達すると答えた。その後公庫融資の金額の一部に計算ミスがあることを説明し、甲と乙との間に金額の開きがあつたので、本件紛争を解決するため、尚一層の歩み寄りを求めたが、両者の主張の開きが大きく、委員の協議の結果、これ以上の調整は不可能となり、両当事者了解のもと調整打ち切りとした。

委員が、甲と乙らに、ローン不成立による解決か、自己都合による解約かを判断するのは訴訟しかないことを説明し、甲と乙との間に金額の開きがあつたので、本件紛争を解決するため、尚一層の歩み寄りを求めたが、両者の主張の開きが大きく、委員の協議の結果、これ以上の調整は不可能となり、両当事者了解のもと調整打ち切りとした。